

(未定稿)

## 最終とりまとめに向けた議論の整理（第8回における主な意見）

第8回 厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会において示された「☆独法等整理合理化案／叩き台（座長作成資料）」に対して、各委員からお示しいただいた主な意見について、以下の表のとおり整理する。

☆独法等整理合理化案／叩き台（座長作成資料）要旨	主な意見
<p>I. 独法等</p> <p>①②国立病院機構、労働者健康福祉機構（労災病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合について</li> <li>・ 民営化、廃止等について</li> </ul>	<p>○国全体としてネットワークを考える必要があるのではないか。厚生省と労働省が合体したのだから、縦割り行政の弊害をなくし、まず170余病院の機構に統合した上で、それぞれのネットワークを考えながら個々の病院の存廃について検討すべき。</p> <p>○個々の病院について、政策医療を提供するという機能を果たしているかという観点から検討し、効果測定を適切に行う仕組みを構築すべき。</p> <p>○統合すると174病院を持つ法人ができるが、このような組織は世界的にもない。政策医療の機能を果たしているかや財政効果を検証し、その結果に応じて民営化や移譲を行い、その後統合等の結論を出すべき。現時点で統合というのは早計。</p> <p>○国立病院、労災病院、年金関連病院それぞれの特徴はネットワーク。国全体としてそれぞれが担っている機能を確保す</p>

	<p>るという観点でみると廃止・統合というのは疑問である。</p> <p>○これらの病院の在り方については安易に結論を出すのではなく、専門家等の入った会議で別途慎重に検討すべき。</p> <p>○国立病院などは人の命がかかっているものであり、この委員会では、統合・廃止といった結論は明確にしなくてもよいのではないか。</p>
<p>I. 独法等 ③</p> <p>国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食と医薬の研究シナジー効果および統合による事務・事業のスリム化</li> </ul>	<p>○座長案どおり。</p>
<p>I. 独法等 ④</p> <p>労働政策研究・研修機構について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究機能の強化</li> <li>・研修機能について</li> <li>・研究・研修を本省が直接担う場合について</li> </ul>	<p>○研究については、同機構は我が国で労働研究を担う唯一の機関であり、大きなメスを入れるのは疑問。</p> <p>○労働大学校については、国に移管するという閣議決定が、12月7日にされているため、この決定どおりとする。</p>
<p>I. 独法等 ⑤</p> <p>中央労働災害防止協会について</p>	<p>○横串の見直しをしている中で、独法は対象が明確だが、特別民間法人は横串で見直しを行うのではないか。「例えば、」という例示として中災防を出すのが適当。</p> <p>○独法・特別民間法人は個別にヒアリングを行い、議論するものという認識である。</p> <p>○労災隠しの問題や大規模災害は依然発生しており、営利法人化して公的な意義をなくすことは問題。</p>

## Ⅱ. 公益法人 ①

### 指定法人制度

- ・原則、一般競争契約とすることについて
- ・「全国で1つ」に限った指定法人の廃止について
- ・国家試験・資格のように例外的ケースを設ける必要がある場合について

○法人を廃止するのか、指定の元の制度そのものを廃止するのかというのが問題。一律に廃止としてしまうと、指定をしている法律は全ておかしいということになるため、一つ一つの法律を吟味・検証することが必要。

一括して否定することにならないよう、例えば「原則」や「当分の間は〇〇に担わせる」といった文言を入れるべきではないか。

○原則、指定法人を廃止として、例外的なケースについてはプロポーザル方式にしていくことについて、今後、参入していきたいというところも予想されるため、門戸が開かれているのはいいことである。

○法人の制度そのものは見直す必要があるという提言にしてはいかがか。

その上で、既存の法人については仔細に吟味・検証することとし、新規に参入する法人については、制度設計の上、それに基づいた評価を行っていくということを明記する。

○「原則として」「廃止する方向で」を入れ、別途、「但し、廃止するのは別途、第三者機関による検討の場で行う」が必要ではないか。

○全ての法人を見直し、形はともかく存続か廃止とし、存続するものは透明性、ガバナンスの確保をする。制度の在り方の再検証が必要であるとした上で、個別的な検討は別途の検討会で行う。

	<p>○透明性の確保が重要。今は制度的に法人の評価がうまくできていないが、アニュアル・レポートとして、各法人は毎年、どのような目標を設定し、どのように目標達成ができたのかを仔細に状況を公開し、国民が監視しやすくすべき。</p> <p>○現行法人については、その評価がまだ十分にできていないので、評価システムを作ることが重要。</p> <p>○政策の必要性などから、指定をどうしても1個に絞るということであれば、公益法人という形ではなく独法などにして、厳しくガバナンスを効かせる必要がある。</p> <p>○原則、一般競争契約とあるが、必ずしも一般入札がいいとは思わない。指定法人については、公共性が高いから指定されているということもあり、プロポーザル方式を考慮するなどし、一律に価格が安ければいいということに限らないやり方がいい。</p> <p>○一般競争契約とすることでこの問題を解決するのは危険であると思っている。一方で、プロポーザル方式にしても、仕様要件をまともに書けないような状況で行っても効果は上がりず、ずさんなものができる可能性がある。仕様書をきちっと作れるようなシステム作りが必要。</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ② 登録に基づく事業について ・「複数登録」を広げ、競争性を導入</p>	<p>○検定・試験・検査などによる利益から発生した余剰金が過大な法人は、費用に見合った検定料にすべき。余剰金を基本財産に入れるのは不適切である。</p>

<p>Ⅱ. 公益法人 ③ 「特定の補助金等を特定の法人に毎年度支出する」慣行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止、支出先を一般公募、競争性を導入</li> </ul>	<p>○現実的な表現として、年収に対して補助金を二分の一未満を提起することには違和感がある。</p> <p>○補助金を交付するに当たって、それに見合った価値を的確に社会に還元しているかという観点から適否を判断すべき。</p> <p>○事業を行うために、政府は補助金自体はどこかには出す必要がある。むしろ結果責任を重視することが大事</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ④ いわゆる“トンネル法人”について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性が認められる事業のみ補助金等を本省から直接、事業実施法人に交付する仕組みの構築</li> </ul>	<p>○補助金を交付するに当たって、それに見合った価値を的確に社会に還元しているかという観点から適否を判断すべき。 (再掲)</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ⑤ いわゆる“丸抱え法人”について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性が認められる補助金等に関し、補助金の割合を年収の2分の1未満に縮小</li> </ul>	<p>○国が出した補助金が効果を上げているかが重要な点であり、補助金が年収の半分以上を超えるような法人は、通常以上のディスクロージャーが必要とし、高い説明責任を負わせる。予算の執行状況を見た上で予算を停止するかどうかを国民が判断できるようにすべき。</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ⑥ 国家試験、資格付与を実施する法人について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性を検証した上で整理・統合</li> </ul>	<p>○受験料については、「適正な料金水準とする」必要がある。</p> <p>○検定・試験・検査などによる利益から発生した余剰金が過大な法人は、費用に見合った検定料にすべき。余剰金を基本財産に入れるのは不適切である。(再掲)</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ⑦ 障害者施設や介護施設の運営法人について</p>	<p>○座長案どおり。</p>

<p>Ⅱ. 公益法人 ⑧ 国の助成事業や委託研究事業などの成果に関する情報公開について</p>	<p>○随意契約した際の成果・主な契約についての情報公開が重要。</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ⑨ 類似法人の整理統合について</p>	<p>○座長案どおり。</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ⑩ 事業仕分けにおける「廃止」評決法人について</p>	<p>○削除</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ⑪ 随意契約の「原則、廃止」について</p>	<p>○エントリーは複数あることが大事。随意契約よりも、競争性のあるものがよい。 ○プロポーザル方式については、仕様書がきちんと作成できるようなシステムの構築が必要。 ○随意契約した際の成果・主な契約についての情報公開が重要。(再掲)</p>
<p>Ⅱ. 公益法人 ⑫ コンプライアンス違反を起こした法人について</p>	<p>○コンプライアンスは、違反の程度に応じて経営者責任を問うようにすべき。 ○コンプライアンスの基準が公益法人に仕組みとして用意されることが重要。</p>
<p>&lt;項目外のその他の事項&gt;</p>	<p>○ヒアリング対象は委員会として選定したものであり、対象外の法人を盛り込むべきではなく、記載するのは、ヒアリング法人について「例えば」として挙げるべき。 ○OBと役員報酬について、社会的に関心の高い部分であり、記載すべき。</p>